

令和4年土佐清水市議会第2回定例会9月第2回会議会議録

第10日（令和4年10月5日 水曜日）

~~~~・~~~~・~~~~

議事日程

日程第1 一般質問

（議案の委員会付託）

~~~~・~~~~・~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1

~~~~・~~~~・~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~・~~~~・~~~~

出席議員 12人

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 新谷英生君 | 2番 | 形岡弘士君 |
| 3番 | 弘田条君 | 4番 | 武政健三君 |
| 5番 | 山崎誠一君 | 6番 | 吉村政朗君 |
| 7番 | 作田喜秋君 | 8番 | 岡本詠君 |
| 9番 | 細川博史君 | 10番 | 前田晃君 |
| 11番 | 浅尾公厚君 | 12番 | 永野裕夫君 |

~~~~・~~~~・~~~~

欠席議員

なし

~~~~・~~~~・~~~~

事務局職員出席者

| | | | |
|--------|---------|------|---------|
| 議会事務局長 | 早川 聡 君 | 局長補佐 | 中嶋 由美 君 |
| 議事係長 | 山本 卓己 君 | 主任 | 和泉 美紀 君 |
| 主幹 | 浅井 千晶 君 | | |

~~~~・~~~~・~~~~

出席要求による出席者

|    |         |     |         |
|----|---------|-----|---------|
| 市長 | 泥谷 光信 君 | 副市长 | 磯脇 堂三 君 |
|----|---------|-----|---------|

|                        |         |                      |         |
|------------------------|---------|----------------------|---------|
| 会計管理者兼<br>会計課長         | 井上 美樹 君 | 企画財政課長               | 横山 英幸 君 |
| 総務課長（併）<br>選挙管理委員会事務局長 | 窪内 研介 君 | 危機管理課長               | 吉永 敏之 君 |
| 消 防 長                  | 味元 博文 君 | 健康推進課長               | 山下 育 君  |
| 福祉事務所長                 | 岡田 哲治 君 | 市 民 課 長              | 岡田 旭生 君 |
| 観光商工課長                 | 二宮 眞弓 君 | 農林水産課長兼<br>農業委員会事務局長 | 和泉 政彦 君 |
| 特別養護老人ホーム<br>しおさい園長    | 畑山 正王 君 | 教 育 長                | 岡崎 哲也 君 |

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（細川博史君） 皆さん、おはようございます。定刻でございます。

ただいまから、令和4年土佐清水市議会第2回定例会9月第2回会議、第10日目の会議を開きます。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

7番、作田喜秋君。

（7番 作田喜秋君発言席）

○7番（作田喜秋君） おはようございます。公明党、会派みらいの作田喜秋でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をいたします。

まず最初に、男性用トイレにサンタリーボックスの設置をということで、総務課長にお伺いいたします。

今回は、日常生活で大変必要な、皆さん本当にこれがないと困りますが、トイレのことについて質問させていただきます。

総務課長にお聞きします。土佐清水市が管理しているトイレは幾つありますでしょうか。各課ごとをお願いいたします。

○議長（細川博史君） 総務課長。

（総務課長 窪内研介君自席）

○総務課長（窪内研介君） お答えいたします。

本市が管理しているトイレは66か所ございます。各課の内訳は、総務課が6か所、企画財政課が4か所、健康推進課が1か所、農林水産課が5か所、観光商工課が15か所、国立公園*ジオパーク推進課が1か所、まちづくり対策課が8か所、消防本部が1か所、じんけん課が5か所、こども未来課が18か所、生涯学習課が1か所、教育センターが1か所となります。

以上であります。

○議長（細川博史君） 7番、作田喜秋君。

（7番 作田喜秋君発言席）

○7番（作田喜秋君） ありがとうございます。

次に、そのトイレの中の男性用トイレにサニタリーボックスを設置することについて質問いたします。

サニタリーボックスとは、おりもののシートや生理用ナプキンなど、使用済みの生理用品を破棄する目的でトイレに設置されているごみ箱でございます。これら生理用品には、水に溶けない性質を持っており、使用したものをトイレで流してしまうとトイレ詰まりの原因になってしまいます。このため、生理用品を廃棄する専用のごみ箱を設置することで適切に処分しております。生理用品を廃棄する目的で設置されていることから分かります、サニタリーボックスは女性用トイレ、もしくは男女兼用トイレに設置されるのが一般的であります。

そんな中、男性用トイレにもサニタリーボックスの設置の要望が高まっております。これは、近年、日本でも食文化が欧米化してきたことなどが原因で、高齢の男性を中心に前立腺がんや膀胱がんになる方が増えてきております。前立腺は、排尿の際に基点として大きな役割を担っております。そのため、前立腺がんを発症し、本来の前立腺の機能を果たせなくなると排尿障害を引き起こしてしまいます。また、膀胱は腎臓で生成された尿をため込んでおり、一定の量までたまると尿道を通して排尿されます。しかし、膀胱がんになってしまうと、膀胱の内部に腫瘍ができてしまい、頻尿や血尿などの症状を引き起こしてしまいます。たとえ、これらのがんを手術によって摘出したとしても、尿失禁や頻尿などの症状が残ると言われております。

日常においても、尿意を感じる頻度が増大し、時には我慢できずお漏らしをしてしまうようになります。これを防ぐために、おむつや尿漏れパッドを使用することが一般的であります。このように、男性でもおむつや尿漏れパッドを使用する方が増えてきており、男性用トイレでもサニタリーボックスの設置が求められています。

総務課長にお聞きします。このサニタリーボックスを、まずは市庁舎内の男性用トイレに設置していただけないでしょうか、お願いします。

○議長（細川博史君） 総務課長。

（総務課長 窪内研介君自席）

○総務課長（窪内研介君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、サニタリーボックスは男女ともに必要不可欠なものであると認識いたしました。公共トイレは、誰もが利用しやすいものでなければならないと考えております。市庁舎内の男性用トイレが8個ありますので、各室にサニタリーボックスを設置し、様々なニー

ズに対応した配慮あるトイレにしていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（細川博史君） 7番、作田喜秋君。

（7番 作田喜秋君発言席）

○7番（作田喜秋君） 素早い対応、本当にありがとうございます。

このことがきっかけで、市内の男性用トイレにサンタリーボックスがどんどん設置されれば、利用される方皆さんが本当に喜んでくれると思います。

ありがとうございました。これで、総務課長に対する質問を終わります。

次に、#7119について消防長にお聞きします。

まず最初に、本市における、過去5年間の救急車の出動件数を教えてください。

○議長（細川博史君） 消防長。

（消防長 味元博文君自席）

○消防長（味元博文君） お答えいたします。

救急出動件数は、平成29年869件、平成30年809件、令和元年805件、令和2年898件、令和3年839件となっております。年ごとにばらつきはございますが、総じて増加傾向にあるとみております。

また、本市の場合、人口が減少しておりますが、高齢化率が51.5%と県内市町村の中でも4番目に高い割合となっております。この65歳以上の高齢化率は出動件数にも影響しており、年齢別の搬送人員の割合も65歳以上になりますと、平成29年に75.8%であったものが令和3年には82.9%と年々増加傾向にあります。この傾向は、今後におきましても継続するものと思われまます。

以上です。

○議長（細川博史君） 7番、作田喜秋君。

（7番 作田喜秋君発言席）

○7番（作田喜秋君） 救急車の出動件数は年々増加傾向にあるということでございました。

今、消防長おっしゃいましたように、高齢化の進展などによって今後も増えていくということでございますが。救急車の出動件数が増えることで、救急車が現場に到着するまでに要する時間も延びる可能性があります。一刻を争う事態が発生したとき、救急隊の到着が遅れてしまうおそれがあります。

消防長にお聞きします。救急車が搬送した軽症者の割合はどのくらいでしょうか、お願いします。

○議長（細川博史君） 消防長。

(消防長 味元博文君自席)

○消防長(味元博文君) お答えします。

傷病程度の判断は、傷病者を医療機関へ搬送後、医師の診断結果により事後に報告されたものでございます。こちらも、年ごとの数値を答弁させていただきます。

救急搬送された傷病者のうち軽症者の割合は、平成29年39.7%、337件、平成30年41.9%、323件、令和元年39.3%、308件、令和2年43.0%、368件、令和3年35.1%、285件となっており、ほぼ4割程度が軽症となっております。

以上です。

○議長(細川博史君) 7番、作田喜秋君。

(7番 作田喜秋君発言席)

○7番(作田喜秋君) ありがとうございます。

令和4年、本年8月1日より、県と県内市町村共同事業として、高知家の救急医療電話#7119の運用が開始されております。

この事業は、救急車の適正利用や救急医療機関の受診の適正化を図ることを目的としたもので、24時間365日受け付けております。急なけがや病気をしたとき、救急車を呼んだほうがいいか、すぐに病院に行ったほうがいいかなど、判断に迷うことがあると思います。そんなとき、#7119に電話をすると、電話を受けた看護師や医師が緊急度を判断し、傷病の緊急性の有無や応急手当の方法などのアドバイスをしてくれます。

また、緊急度が高いと判断される場合は、119番への転送を行います。そうでないときは、症状等に応じたタイミングで医療機関を受診することを支援してくれます。こうすることで、緊急性の高い傷病者のもとにいち早く救急隊が駆けつけることができるようになります。

#7119は地域の限られた医療資源の一つである救急車を有効に活用する一翼を担っております。#7119を導入した自治体を実施した利用者に対するアンケートの結果では、約9割の利用者が役に立ったと感じているようで、この事業は始まったばかりなので、市民の皆様も知らない人がいると思います。#7119についての周知やこれからの取組について消防長にお聞きします。

○議長(細川博史君) 消防長。

(消防長 味元博文君自席)

○消防長(味元博文君) お答えいたします。答弁内容に、議員御質問の内容と重複する部分があると思いますが、御了承願います。

初めに、#7119の実施に向けた背景について御説明いたします。

全国的にみますと、救急自動車による出動件数は年々増加傾向にあり、令和元年には663万9,769件となり、1日平均しますと約1万8,191件、約4.7秒に1回の割合で救急出動したこととなります。

この傾向は、高齢化の進展等により続いていくことが推計されておりますが、消防庁では、地域の限られた救急車が緊急性の高い症状の傷病者にできるだけ早く到着できるようにするための事業の一環として、この救急安心センター事業#7119を全国展開しているところです。

この#7119は、24時間365日体制で行っており、住民が急な病気やけがをしたときに、救急車を呼んだほうがいいのか、今すぐ病院に行ったほうがいいのかなど迷った際の相談窓口として、電話で専門家からアドバイスを受けることのできる電話相談事業です。これにより救急車の適正な利用を推進するとともに、真に救急要請が必要な重篤な相談者への迅速な対応を増やすことも利点としております。

本県では、今年8月1日から運用を開始しておりまして、8月中の利用状況は県全体で495件の相談があり、そのうち300件が高知市、次に香南市48件、南国市42件などとなっております。本市では8件、約1.6%の相談があったとの報告がありました。

この事業の周知方法は、現在、広報誌やホームページの掲載、公用車の啓発マグネット、各医療機関への啓発カードの配布、テレビコマーシャルなどを行っております。

今後におきましては、救急講習や消防訓練での周知活動など、直接伝えることを中心として、機会を捉えて広報活動等を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（細川博史君） 7番、作田喜秋君。

（7番 作田喜秋君発言席）

○7番（作田喜秋君） ありがとうございます。新しい試みでございますので、なかなか市民の方々に浸透するのはすぐにはいかないかと思っておりますけれども、粘り強くいろんな角度で周知していただいて、市民の皆様が利用しやすいような体制を整えてもらいたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（細川博史君） この際、暫時休憩いたします。25分まで休憩いたします。

午前10時16分 休 憩

午前10時25分 再 開

○議長（細川博史君） 休憩前に続いて会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

4番、武政健三君。

（4番 武政健三君発言席）

○4番（武政健三君） 皆さんこんにちは。自由民主党、会派みらいの武政健三でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、私の一般質問に入らせていただきます。また、いつもながら耳が不自由ですので、補聴器のアプリが入った携帯ここに置かせていただきます。

まず、今回の一般質問でも4人の議員の方々が質問するようになっておりますが、事務分掌表の個人情報を選挙活動に不正利用の件、本当にショッキングな事件でありました。

高知新聞にも何回も大きく掲載されまして、私のところにも本当にたくさんの方々からお叱りの電話がかかってきました。おまえらどうなっちゃうがぞ、個人名ではありません。おまえら議員は何しようるがぞという内容の電話が多くかかってきました。

個人情報を守らなければいけない立場である行政、そして市議会議員である私たちの信頼もすっかり失われつつあるそんな大きな事件だと私は思っております。市民の皆様から信頼を取り戻すためには、これからのしっかりとした対応が絶対必要、そういうふうに私は思っております。

それでは、私の質問のほうに入らせていただきます。

今回は、まず人口減の歯止めの大きな一つ、本市の移住支援について、そして、二つ目の質問が、南海トラフ地震から命を守るための対策の進捗状況、そして、最後に、財源の少ない本市にとっての大きなビジネスチャンスと考えておりますふるさと納税について、以上、三つの質問をさせていただきますので、執行部におかれましては前向きな答弁をぜひよろしくお願いいたします。

それでは、最初の質問、本市の移住支援についてお聞きをさせていただきます。

今年の3月議会でも質問させていただきました。もう一度おさらいをさせていただきます。私が20代の頃、約40年前、本市の人口は約2万3,000人前後いらっしゃいました。街に人があふれてとてもにぎやかな街でした。しかしながら、今年8月末現在の人口は1万2,379人まで減少しております。数年後には人口1万人を切るだろうという予測も出ております。

そういう中で、本県で移住者が年間100人前後の実績という自治体が現れまして、しかも、その移住者の年代別を見ますと20代から30代が全体の68%、40代も合わせますと全体の88%、もう9割近くですね。ということは、本市に定住していただき結婚して子供ができれば、その100人が、110人、120人と当然人口が加算されるということで、本市の人口減の大きな歯止めの一つになる、絶対にもっと力を注ぐべきというお話をさせていただきました。

では、企画財政課長にお伺いいたします。昨年度の本市への移住者の件数及び人数を教えて

ください。お願いします。

○議長（細川博史君） 執行部の答弁を求めます。

企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えいたします。

昨年度、令和3年度は44組67名の方々が本市へ移住されておりまして、過去最多の移住者数となっております。

以上です。

○議長（細川博史君） 4番、武政健三君。

（4番 武政健三君発言席）

○4番（武政健三君） 執行部の答弁では、前年の令和2年度が32件の46名ということでしたので、件数、人数とも4割前後も上がっているんですね。

次に、企画財政課長にお伺いします。本年度の本市への移住者の件数及び人数の進捗を教えてください。

○議長（細川博史君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えいたします。

本年度、令和4年度の実績は、8月末で27組41名となっております。昨年、令和3年度の同時期8月末が22組31名でありましたので、過去最多でありました昨年を上回るペースで本年度は進捗しております。

以上です。

○議長（細川博史君） 4番、武政健三君。

（4番 武政健三君発言席）

○4番（武政健三君） 過去最多の昨年度をさらに上回っているんですね、素晴らしいです。

私、今年の3月の一般質問でも提案をさせていただきましたですけども、当時のホームページ、写真ですけども、特にお試し住宅の掲載されている写真が、その当時こてこての現実的なちょっと古くさいようなイメージの写真でした。もっとこんなおしゃれな部屋に住みたいなど思えるような清潔感あふれる写真にできませんでしょうかという提案をさせていただきましたが、今はすっかり見違えるようなきれいな写真が並んでおります。また、ホームページのほかの写真もイメージが変わり、担当課の努力が本当に見えております。やはり、お客様目線で一生懸命仕事をすれば必ず数字につながってくるんじゃないか、そういうのも実証されたんじゃないかなと思います。横山課長、担当のスタッフぜひ褒めてあげてください。

このまま、もっともっとスキルアップをしていけば、来年度は年間100名いけるんじゃないかなというそういう勢いですので、これからも非常に楽しみです。頑張ってくださいよろしくお願いいたします。

それでは、9月初旬の朝刊に、ここに住まう、空き家という難題というシリーズで出ておりましたですけども、毎朝楽しみに読ませていただきました。4年前、2018年総務省の調査では、高知県内の市町村で室戸市の空き家率が25.5%で1位、その次が土佐清水市ということで、約4件に1件が空き家という内容が書かれております。

そして、大家族で住んでいた大きな家が子供がみんな県外に出てしまい、残った親もいずれ亡くなり、最終的に取壊しをしなくてはいけないときに県外に出た子供、孫への大きな金銭的な負担となってしまうことが多々起きているという記事も載っております。

そして、この空き家問題、不動産業者がおっしゃるのは、昔は家を売るほど困っていないと言われて続けていましたが、10年前ぐらいからだんだん意識が変わってきて、家のため、住みたい人のために空き家を活用したほうがいいと考える人が増えたという内容がこれに載っております。

実は、私の周りにも数人いるんですけども、子供、孫への負の財産になる前に何かもっとできることがあるのではないかと、前向きな空き家対策の一つとして質問を進めさせていただきます。

企画財政課長にお伺いします。本市の空き家の件数を教えてください。

○議長（細川博史君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えいたします。

総務省が5年ごとに、全国の住宅や土地の状況等を調査して公表しております、住宅・土地統計調査の数値で答弁をさせていただきます。

平成30年度が直近の数値となっております、本市の住宅総数が8,810戸、そのうち空き家は2,120戸で、空き家率のほうは24.1%となっております。ちなみに、その5年前、平成25年度は住宅総数が9,570戸、うち空き家は2,140戸でありましたので、この5年間で住宅総数のほうは760戸減少しているものの、空き家については20戸しか減少していない状況となっております。

以上です。

○議長（細川博史君） 4番、武政健三君。

（4番 武政健三君発言席）

○4番（武政健三君） 4年前が2,120戸、空き家率が24.1%ということですね。

この記事によりますと、空き家率県下ナンバー1の室戸市は2016年度に移住促進室を設置、職員が空き家バンクへの登録を市民に積極的に促すようになった。今年は8月末現在で、その空き家バンク47件の登録がある。今年の春以降、賃貸が6件、売買が9件の契約をまとめたとこれに載っております。

企画財政課長にお伺いいたします。空き家バンクとはどういうものなのでしょう。教えてください。

○議長（細川博史君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えいたします。

空き家バンクとは、移住者向け賃貸住宅として、個人が所有する利用可能な空き家を所有者の同意のもと、市ホームページに外観及び内部の写真や見取図、家賃などの様々な情報を掲載して、移住希望者と所有者とのマッチングを図るというもので、移住促進と合わせて空き家の利活用につながる取組というふうになっております。

以上です。

○議長（細川博史君） 4番、武政健三君。

（4番 武政健三君発言席）

○4番（武政健三君） こういうことですね。空き家バンクに登録をしたら、本市のホームページの移住希望者向け空き家情報に掲載をしてもらいまして、写真、見取図、家賃などなど全国の方々が自由に閲覧できるようになるということですね。

例えば、太平洋が一望できる場所にある一軒家とかを登録すれば、それを目当てに移住を決めてくれる方もいらっしゃるかもしれない、そういうことになりますね。

企画財政課長にお伺いします。本市の空き家バンクの登録件数を教えてください。

○議長（細川博史君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えします。

令和4年8月末時点で市ホームページに登録されている空き家の件数は36件となっております。

以上です。

○議長（細川博史君） 4番、武政健三君。

（4番 武政健三君発言席）

○4番（武政健三君） ありがとうございます。36件ということは、室戸市が47件ですので少し届いてはいたんですけども、それよりも本市の2,000件以上の空き家の中には放ってお

けばいずれ取壊して100万円以上の出費が必要になるかもしれない。しかしながら、人が住めるように家を改修して移住者に借りていただければ、家賃収入として月に3万円とか6万円とかの収入になる可能性があります。

しかしながら、その改修というのは結構な金額がかかるのではないだろうかと思うんですけども、企画財政課長にお伺いします。移住者向け賃貸住宅として登録を行う建物を対象に、建物の改修工事及び荷物の処分費用の補助というのがホームページに載っておりますけれども、これの内容を教えてください。お願いします。

○議長（細川博史君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えします。

移住支援の補助制度の一つとして土佐清水市空き家改修事業補助金という補助制度がありまして、移住者向け住宅として活用する空き家の改修、それから修繕に係る費用の一部を補助するもので、国・県の補助金と合わせて182万4,000円を上限に補助を行うというものでございます。ただし、この補助制度の対象となる条件として、住宅の耐震化が確保されていること、また、改修後10年間は移住者向けの空き家として貸し出すことという条件がございます。

また、空き家を貸し出すに当たりネックとなります残された荷物の処分費用に対する補助制度もありまして、5万円を上限にこちらは費用の2分の1を補助を行っております。こちらにつきましては、事業実施後5年間は移住者向けの空き家として貸し出すということが条件となっております。

以上です。

○議長（細川博史君） 4番、武政健三君。

（4番 武政健三君発言席）

○4番（武政健三君） 改修・修繕に最高182万4,000円もの補助があるんですね。それと、今おっしゃいました荷物の処分費用も5万円を上限に2分の1の補助がある、そういうことですね。

それともう一つ、空き家改修補助金の対象となる住宅は耐震化が必要、条件の一つということになっておりますけども、この危機管理課の耐震改修工事の補助金持ってもらっておりますけども、112万5,000円、こちらと併用はできるんでしょうか、教えてください。

○議長（細川博史君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えします。

危機管理課所管の耐震改修補助金、上限112万5,000円の補助制度との併用は可能とな

っております。耐震改修工事を先に実施して、その後で空き家改修補助金により改修を行うと併用可能となっております。過去にそういった実績もございます。

以上です。

○議長（細川博史君） 4番、武政健三君。

（4番 武政健三君発言席）

○4番（武政健三君） ありがとうございます。まとめますと、改修後10年間は移住者向けの空き家として貸し出すという条件さえオーケーでしたら、改修・修繕に182万4,000円、荷物処分費用に5万円、そして耐震改修工事112万5,000円、これ全部合わせたら300万円になるんですね。300万円も補助が出るんですね。これやっぱり皆さんにもっともっと周知していただかんといかんと思います。2,000件以上の空き家の持ち主全員に教えてあげんといかんと思います。私の同級生だけでも何人か該当者がいると思うんですけども、市外、県外にたくさんの広報を送っていると思いますけども、企画財政課長にお伺いいたします。

広報に載せて、県外在住の方でも分かりやすく情報を告知してはどうか、いかがでしょうか。お願いします。

○議長（細川博史君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えいたします。

空き家バンクへの登録件数を増やすための取組といたしまして、市ホームページ上での周知や、毎年税務課が発送する固定資産税の納税通知書に空き家バンクへの登録を促すチラシを同封しているほか、お盆や年末など家族が帰省する機会に合わせて広報へ掲載するなどして登録を促しておりますので、今後も継続して取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（細川博史君） 4番、武政健三君。

（4番 武政健三君発言席）

○4番（武政健三君） 既に、もういろいろやっていたいいるんですね。ただ、前にも同じ話をしましたですけども、文字だけの長い文章ってじっくり見ずにスルー、捨てられるパターンが結構多いと思うんですね。例えば、コロナの支援金の際に観光商工課が実践いただきました真っ赤な文字で封筒に支援金とか、びっくりするような大きなはがきで出したりとか、何か気を引くような仕掛けをしていただいた記憶があります。ただ出したではなく、周知をしていただくための仕掛けを考えながらの告知をどうかお願いしたいと思います。

ひとえに、2,000軒以上の空き家の持ち主の方々の子供さん、お孫さんたちの負の財産に

ならないようにするため、そして、本市にもっともっと移住をしたいと思っていただくための一つの手段だと思っておりますので、くれぐれもよろしくお願いいたします。

私も、また、新聞をつくって告知のお手伝いをさせていただこうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

南海トラフ地震の対策についてお聞きいたします。

この質問は、私、今回で8回目の質問になります。市民の皆様の大事な命を守るための施策ですので、市民の皆様の頭から離れないように、今期もしっかり言い続け伝え続けていきたい、そういうふうには思っております。

今後30年以内に発生する確率が70%から80%の南海トラフ地震、地震の揺れから身を守り、揺れが収まり次第、一刻も早く高台に逃げることの徹底、そのためには家屋倒壊から身を守るために耐震改修工事の徹底をするべきと考えます。

令和2年9月に私の一般質問では、平成30年度の土佐清水市耐震改修促進計画の調査で試算しますと、耐震改修工事が必要、もしくは老朽住宅除却をしないとイケない件数約1,500軒強ありますとのことでした。ただし、この数字はあくまでも統計上の数字で確実な数字ではないとの説明もいただいたわけですが、担当課の皆さんの努力もあり、耐震改修工事も少しずつ増え、そして、老朽住宅除却も希望者が増えているとお聞きしております。それで、進捗をお聞きさせていただきます。

危機管理課長にお伺いします。本年度の耐震診断、耐震改修工事、老朽住宅除却、そしてブロック塀の撤去・改修の各予算と実績の進捗を教えてください。お願いします。

○議長（細川博史君） 危機管理課長。

（危機管理課長 吉永敏之君自席）

○危機管理課長（吉永敏之君） お答えいたします。

8月末時点での申請実績でお答えいたします。

耐震診断につきまして予算が50件、172万9,000円に対し、40件、138万2,880円。

耐震改修設計が予算50件、1,325万円に対し、15件、397万5,000円。

耐震改修工事が予算40件、4,500万円に対し、29件、3,262万5,000円。

ブロック塀等耐震対策が予算20件、410万円に対し、13件、225万円。

老朽住宅除却が令和3年度分の繰越分と合わせて予算55件、5,654万円に対し、59件、5,566万8,000円となっています。

○議長（細川博史君） 4番、武政健三君。

(4番 武政健三君発言席)

○4番(武政健三君) お聞きしますと、老朽住宅の除却が好調で既に4件オーバーして59件、耐震改修工事も29件ということで、残りが11件。こちらのほうも順調ですが、気になるのは耐震改修設計こちらがまだ15件ということで残りが35件もあるということですが、これ診断はしたけれども設計までいけてない、ということは何らかの原因があることと思いますので、ここのチェックも課長くれぐれもよろしくお願いいたします。

先ほどの空き家対策でも出ておりましたが、耐震改修工事と老朽住宅除去の件、これ来期はもっとアップが必要なのかなと思いますので、危機管理課長、早めの達成をできるように努力のほうをよろしくお願いいたします。

最後に、最近いろいろなところで、おかげさんで耐震改修工事が終わったけん、夜も安心して寝られあよという方がよくお会いします。本当にうれしいことでございます。もっともっと進めていかんといかん、そういうふうに思っております。

それでは、最後の質問です。

ふるさと納税についてお聞きいたします。

先月の9月9日ですけども、朝刊にこういうのがどかんと出ておりました。2021年度、芸西村ふるさと納税20億円達成、すごいですよね、20億円。昨年度20億円達成ということは、その半分の10億円が人口わずか3,627人、これ8月末の数字ですけど、の芸西村の今年の財源になるんですね、10億円。さらに、その20億円の3割に当たります6億円の芸西村の魚介類、肉類、村で生産したほかの商品が返礼品として村の外に売れたことになるんですね。うらやましい限りです。

面白いのは、この載っている返礼品1つで3,200万円の商品です。寄附金ではなく返礼品です。が、3,200万円の商品です。内容は、黒潮カントリークラブ全36ホールの貸切り、当然キャデイもついております。ホテルはスイートルームフロアを貸し切り、そして最上級の料理も楽しめるという内容です。返礼品が3,200万円ということは寄附金というのは1億円以上という形になるわけなんですけども、これは出るかどうかは別にして、当然、なんじゃこりゃいうことで閲覧率が上がります。閲覧率が上がるということは、当然納税率も増えるということにつながると思うんですけども。

ということで、この3年間、ふるさと納税もコロナの影響で下がっているのかなと思いきや、反対に上がっているんですね。

観光商工課長にお伺いいたします。ふるさと納税2021年度高知県1位から5位までの自治体の実績を教えてください。

○議長(細川博史君) 観光商工課長。

(観光商工課長 二宮眞弓君自席)

○観光商工課長(二宮眞弓君) お答えいたします。

1位が今議員がおっしゃられた芸西村です。件数で言いますと、18万2,933件、寄附額が20億93万2,177円です。

2位が須崎市、件数が11万1,043件、金額が19億4,042万243円です。

3位が室戸市、12万8,846件で18億9,646万3,265円です。

4位が四万十町、件数が11万8,491件、金額で13億7,093万9,155円です。

5位が黒潮町、9万6,754件で11億7,961万5,580円となっております。

以上です。

○議長(細川博史君) 4番、武政健三君。

(4番 武政健三君発言席)

○4番(武政健三君) すごいですね。1位が芸西村の20億円、2位が須崎市、3位が室戸市、4位が四万十町、5位が隣の黒潮町ということなんですね。これはすごいと思ひまして、私もネットで調べまして、2019年から2021年までの3年間の比較表を作成いたしました。数字に出すとやっぱり見えにくいものが見えてくるんですよ。

ちなみに、出してみますと全国ではこの2年間で70%も伸びています。70%ということは簡単に、100万円あったら100万円が170万円になるという、70%も伸びております。高知県でも43%、全体で伸びております。幡多郡内でも四万十市が11%アップ、宿毛市も52%のアップ、黒潮町は何と65%のアップ、ちなみに大月町はちょっと訳がありまして11%ダウンしております。

観光商工課長にお伺いいたします。本市の2021年度の実績を教えてください。

○議長(細川博史君) 観光商工課長。

(観光商工課長 二宮眞弓君自席)

○観光商工課長(二宮眞弓君) 事例の後で申し上げにくいですが、本市の実績を申し上げます。

件数で1万6,327件、金額で2億659万3,637円で、県下では17番目の寄附額となっております。

以上です。

○議長(細川博史君) 4番、武政健三君。

(4番 武政健三君発言席)

○4番(武政健三君) 残念ながらおっしゃるとおりちょっと下がっております。

観光商工課長にお伺いします。今年の本市の進捗、これを教えてください。お願いします。

○議長（細川博史君） 観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

今年8月末現在で、件数で言いますと3,188件、金額で3,668万1,500円となっております。昨年同月と比較しまして、件数で80.4%、寄附額で92.4%と大変厳しいというか、お恥ずかしい状況ではあります。

以上です。

○議長（細川博史君） 4番、武政健三君。

（4番 武政健三君発言席）

○4番（武政健三君） 残念ながら非常にもったいない話ですね。日本全国でもそうですし、清水でもそうです、商売をするに当たって、本当に今不景気です。コロナの影響で本当に大変です。その中で、ほかの市町村が飛躍している中で、本市だけが伸び悩んでいるという本当に残念なことであります。非常に答えにくいかもしれませんが、前を見るためにあえて質問させていただきます。

観光商工課長にお聞きいたします。実績が伸びない原因教えてください。

○議長（細川博史君） 観光商工課長。

（観光商工課長 二宮眞弓君自席）

○観光商工課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

伸びない原因とそのままではないかもしれませんが、寄附額が本市で多いかんきつ類が昨年は市内全域において不作であったこと、併せて生産者が減少してきており出品できる量が減ってきております。また、人気がある清水サバについても近年の不漁続きにより活魚、それから加工品を含めて出品数が減ってきていることが原因の一つではないかと思っております。

あわせて、高額寄附者の減少、それから1件当たりの寄附単価も減額になっており、寄附額全体の減少につながってしまっております。

以上です。

○議長（細川博史君） 4番、武政健三君。

（4番 武政健三君発言席）

○4番（武政健三君） そうなんですよね。担当課も本当に一生懸命頑張って努力をしてくださっているのは本当に重々分かっております。しかしながら、残念ながら今の人数ではやっぱり限界があるんじゃないかな、そういうふうに思います。

先ほど言いました、人口がほとんど一緒の同じ漁師町の室戸市、そして黒潮町と比較をいたしますと、これ昨年のデータなんですけども、やっぱり人員が両方、正規職員と会計年度職員

合わせて4人、4人の8名前後の体制でやっております。8名もいるということは、生産者を1軒ずつ回って、あらゆる情報を収集しながら一緒に商品開発をする専任がいたりとか、また、リピーターへの行き届いたサービスができたりとか、やはり人的なサービスが絶対必要な施策ではないか、そういうふうに私は思います。

令和3年度の9月にも同様の質問させていただきましたが、やはり人員を増やすことが難しいという答弁いただきました。それならば、外部への業者への委託、これも早急に考えないといけない時期になっているのではないかと、そういうふうに思いますので、改めて、このふるさと納税というのは財源の少ない本市にとって、また、本市のあらゆる生産者の方々、商売の方々のためにも絶対もっと力を入れなくてはいけないのではないかと、そういうふうに考えます。

それでは、泥谷市長、所見のほうをよろしくお願いします。

○議長（細川博史君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） これまで御質問及び答弁であったとおり、全国的にふるさと納税の寄附額が増加傾向にある中で、本市におきましては、大変厳しい状況となっております。

件数や寄附額が上がればやっぱり当然人員が必要になってくる訳でありまして、人員が少ないので寄附額が少ないというふうには分析はしておりません。

担当者は本当に先進地の事例を研究しながら、知恵を絞っているところでありますが、課長の答弁でもあったとおり、このふるさと納税の寄附額が伸びていないのは、様々な要因があるとは思っておりますが、今、担当課を含め分析をしているところであります。

ただし、現在の状況下におきまして、寄附額の増加に向けて、これは法令を遵守というのを大前提でありまして、この10月からは、ふるさと納税の返礼品のページ作成等を専門的に実施している事業者と連携して、ホームページ、返礼品ページの磨き上げを行っているほか、担当課で特産品等の魅力向上やPR事業を一体的に今実施しているところであります。

また、御指摘にありましたように、この寄附額の増加に向けて短期的、中長期的、そういう戦略をもっとしっかりと立てながら、業務の一部も外注する、委託する、そういうことも選択肢の一つとして、より効果的な体制づくり、これができないかということで来年度に向けて検討しているところであります。

○議長（細川博史君） 4番、武政健三君。

（4番 武政健三君発言席）

○4番（武政健三君） 担当課の方々、もう本当に一生懸命やっているのはよく分かります。しかしながら、やっぱり本市の漁業、農業を含むあらゆる生産者の方々、そしてあらゆる商売をしている方々のためにも増えればありがたいな、そういうことで、今の市長の答弁からも外

注というのにも視野に入っているということですので、それも視野に入れていただきながら、アップできるように考えていただければいいと思います。どうかよろしくお願いします。

それでは、これで私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（細川博史君） この際、午食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時06分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（細川博史君） 休憩前に続いて、会議を開きます。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 会派、市民のこえの前田晃です。

質問の前に、先週行われました安倍元首相の国葬に対する市長の対応について、まず触れておきたいと思います。

安倍氏の国葬につきましては、森友・加計・桜など国政の私物化の問題と旧統一協会との癒着が強い安倍元首相、アベ政治への批判から、直前のマスコミの世論調査におきましても、国葬反対が6割を超え、中止の声も大きく広がっていましたが、残念ながら強行となりました。

ところで、およそ1か月前になりますけれども、高知新聞には、濱田知事と県内34市町村の首長に国葬の賛否を問うアンケート調査の結果が掲載をされておりました。皆さん覚えておられるでしょうか。その記事の集計では、国葬に賛成の首長が15人、どちらとも言えないが17人、そして残る3人が反対の首長で、その中の1人が泥谷市長でありました。

記事では、政府の丁寧な説明と納得が必要という趣旨の泥谷市長の発言が取り上げられておりましたけれども、私はこの記事を読んで、市長は大したものだと思います。といいますのも、国が方針を出しますとその是非に関係なく何かと同調圧力が強まって、忖度をはびこるこの風潮の中で、市長は臆することなく国葬に反対をし、しかも、半旗掲揚はしない・黙祷は求めないと質問の3項目全てに道理ある回答をしておりました。それは県下で泥谷市長ただ一人でありました。

私は市長の批判ばかりして褒めないとよく言われますけれども、決してそんなことはありません。今回の国葬に対する泥谷市長の毅然としたこの姿勢とその後の対応、本市では国葬に関わって何もしていませんについては、高く評価をするものであります。市長が良いことをすれば、私も当然褒めることになります。市長には、この後の質問でも私が褒めたくするような答弁をしていただくことを期待いたしまして、前置きが長くなりましたけれども、通告に従いま

して3点の質問をいたします。

なお、通告書の1の答弁者のうち福祉事務所長は打合せの段階で所管外ということが分かりましたので、申し訳ありませんが削除していただきますようお願いをいたします。

また、質問の順番ですけれども、3の質問、個人情報の不正利用に関わってをまず一番にさせていただいて、1と2の質問を後にずらさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、初めは、今順番を繰り上げました個人情報の不正利用に関わる質問であります。

さきの市会議員選挙で、市役所で使われています事務分掌表が選挙活動に不正利用された問題は、非公開の個人情報を使われた市職員・市民への人権侵害であるとともに、市政に携わる皆さんの名誉を著しく傷つけ、信用と信頼を失墜させる重大な問題だと言えます。個人情報を不正利用した永野元議長はもちろん、個人情報の事務分掌表を元議長に渡した市長は、まず事実関係を関係者及び市民の皆さんに明らかにして、その上で、謝罪と今後の対策を示すことが必要だと思います。そして、この問題の責任の所在と責任の取り方を明確にすべきであることも申し上げておきたいと思っております。

この問題につきましては、おととい、昨日と既に岡本議員、新谷議員、吉村議員が一般質問で取り上げておりますので、重なる部分があると思っておりますけれども、再度の確認もしつつ、質問をさせていただきたいと思っております。

全て市長にお尋ねをします。まず、今回の個人情報の不正利用に関わる経過と責任の所在、どこに責任があるのかについて、市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（細川博史君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 不正利用についての経過と責任の所在ということでございますが、市議会議員選挙期間中の8月22日、職員組合から、永野ひろお後援会からショートメッセージサービスが組合員や会計年度任用職員の携帯電話に届いたとの報告を受け、今回の事案が発生していることを確認いたしました。

この相談があったショートメッセージサービスが送信された会計年度任用職員は、今年4月から新規に任用を開始した職員であり、当該職員はほかに携帯電話の番号を伝えることはなかったことから、今年4月に作成した事務分掌表が利用されたことがほぼ確実と推認されましたので、選挙後、永野議員が来庁し、経緯について副市長が確認したところ、事務分掌表利用について議員がこれを認めたことから判明したものであります。

その後、9月1日付で永野議員に対し、市長名で事務分掌表の不正利用に関する抗議文を送付、翌9月2日付で、ショートメッセージサービスが送られた職員152名に事務分掌表の不

正利用に関する説明及び謝罪文を市長名で送付しております。この送付先については、永野議員から提供を受けたリストにより送付したものであります。また、交付した事務分掌表についても永野議員から副市長が返却を受けております。

その後、永野議員から市長宛ての謝罪文が9月12日に届いております。

また、9月15日付で、市長名で永野議員に対し、今回の事務分掌表に関し、複製を一切行っていないこと、選挙活動以外の事案には個人情報を用いていないことの確約書の提出を求め、9月21日付で永野議員から確約書が提出されております。

責任の所在につきましては、永野議員の不適切な管理にあることは言うまでもないことだと思っております。

一方、今回の事案を予見できなかったとはいえ、結果的に選挙活動に不正利用された点につきましては、市側も無関係で済まされる事とは考えておりません。ショートメッセージサービスを送信された職員にとってみれば、自身のあずかり知らないところで、自身の個人情報が勝手に利用されたことに不安を感じ、大変不愉快な思いをされたことと思います。このため、事実確認及び関係の情報が整った段階で、対象職員に対し経過の説明と謝罪の文書を送付したものであります。

○議長（細川博史君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 大変経過よく分かりました。今までも質問があつて、同じような内容の経過報告ということなんですけれども、ありがとうございました。

その責任の所在につきましては、今、ただいま市長のほうから議長の不適切な個人情報の管理責任がまずあると同時に、市のほうにも、予見はできなかったけれども結果的にこの問題については無関係ではないというお話がありました。

そしたら、まず無関係でないと言われた市長の個人情報の管理責任についてお尋ねをしたいと思えます。

まず確認をしたいのは、市は個人情報のこの事務分掌を、渡したものを適切に管理していたかどうかという問題であります。この事務分掌表につきましては、市の職員録のようなもので、所属部署、氏名などが書かれたものですけれども、この今問題になっていますのは個人情報の中の住所、電話番号も入ったものでありまして、これは係長級100以上、117名に配付されているということで、これまでの質問で答弁がありました。私たち議員ももらっていますけれども、私たちがもらっているのは住所、電話番号入りではありませんので、個人情報には違いありませんけれども今回問題になっているものではありません。

この個人情報の事務分掌表ですけれども、これは市の個人情報保護条例第7条には、個人情

報取扱業務の登録という項があります。ここでは、個人情報取扱業務登録簿にこういったものを登録せないかんということになっているんです。中身は、実施機関が取り扱う個人情報の業務、今回の場合で言えば、市長部局の総務課が作成をしたこの事務分掌表ですね、これは個人情報取扱業務登録簿に登録をしなければならないというふうに7条で規定をされています。

けれども、おとといの岡本議員の質問への答弁では、本市は登録をしていない。理由は、20年以上も前から慣例的に事務分掌表を作成しており、新たな業務でないため登録の必要がないという答弁だったと思います。しかし、この7条で事業を登録する、これは名称とか目的とか対象者を登録するということになるんですけれども、この登録した事業を、今の事務分掌表を自治体が登録したということは、正式に個人情報として保護することを確認したということなんですよね。新たな業務でないため登録の必要はないということになりますと、いつまでたってもこの事務分掌表は正式に個人情報の扱いを受けないまま、本市においては利用され続けることになってしまいます。これでは個人情報の保護にもなりませんし、逆にこの事務分掌の個人情報を軽視しているということになります。

事務分掌表は内容が職員録ですから、異動やそして採用、一年一年採用されますよね、新採の方も入ります。毎年更新されるわけですから、これを新しい業務とみなして登録をすべきではないでしょうか。

個人情報保護条例、2003年ですけれども、今から20年ぐらい前です。施行された後もこの事務分掌表を個人情報の登録簿に登録しないことは、適切な個人情報の管理ではないと思いますけれども、登録することも併せて市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（細川博史君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 事務分掌規程のその指摘された部分につきましては、昨日、おとといの岡本議員の質問でも答えたとおりなんですけど、これまで事務分掌表が不正に利用されたという事案というのが報告ありませんでしたので、これまで適正に管理されてきたものと考えておりますが、新たに登録をしなければならないという御指摘なんですけど、昨日の答弁したとおりですが、令和5年の春に、来年度の春に個人情報新しく改正をされることになっておりますので、そのときに合わせてもう一回検討したいと思っております。

○議長（細川博史君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） そうですね。来年の春に改正になるということですね。全国一斉一律ということになるようですので、そこで対応したいということです。ぜひお願いをしたいと思います。

ただ、この職員の個人情報条例にのっとって適切に取り扱われていないことは、やっぱり個人情報の市の管理責任が問われるということになると思います。高知市では、もう随分前から職員録はきちんと登録簿に登録して運用しているということを知りました。今度、事務分掌表取扱要綱、その制定をするということですがけれども、まず最初に、やっぱり事務分掌表を登録簿に登録するというをやっていただきたいと思います。来年は、そしたら確実にありますよね。国の法律が地方自治体のほうにも適用されるということですから、これは実施すると、登録するというになりますね、市長。なります。はい、分かりました。よろしくお願ひします。

そしたら、これまでやっぱり市が職員録に当たるこの事務分掌表を登録してこなかったということは、この個人情報を軽視してきたという表れだというふうに思っています。この軽視によって生じたのが今回の永野元議長への事務分掌表の提供ではなかったかなと思います。

そこで、まずお尋ねしたいのは、市長は、実際は副市長だったようですがけれども、元議長から要請があって事務分掌表を提供したということですが、これまで元議長から提供の要請があったかどうかお伺いをいたします。

○議長（細川博史君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 管理職等には以前から住所、電話番号入りの事務分掌、庁内で係長以上、以前から住所、電話番号入りの事務分掌表を渡しておりました。平成9年度からは住所、電話番号の入ったものと省略したものを分けて作成するようになり、今から10年以上も前の平成23年度以降は、議員の皆さんには住所、電話番号を省略したものをお渡ししておりました。

このように、個人情報保護法施行以前から、従前の慣例を改め、個人情報の保護を適正に行うよう運用してまいりました。なお、事務分掌表の交付申請につきましてはこれまでございませんでした。

このため、議員の皆さんにも住所及び電話番号を省略した事務分掌を交付することが定着してきたため、この取扱いを継続していたものであります。

今回交付した理由につきましては、この二日間答えておりますが、危機管理上等緊急を要する場合等に限り利用するとの要請を受け、当該条件に用途を限定し交付したものであります。なお、市長部局と議会とは個人情報保護条例第2条第4項に規定する実施機関同士であり、かつ、当時永野議員は議長職にありましたので、法的に問題はないと判断し交付したものであります。

以上です。

○議長（細川博史君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 次の質問も答えてくれましたけれども、そしたらもう一回確認します。

元議長から、事務分掌表の提供要請というのは今までなかったんですね。なかったんですね。今年初めてあったということですね。4月にあったということですね。分かりました。

提供した理由が、これもう一回確認をしたいんですけども、危機管理上緊急を要する状況等やむを得ない場合に限り利用可能とする条件で提供したということですよ。

この間、やっぱりずっと問題になってきたのは、後で述べますけれども、ちょっと1点確認させてください。これまで、議長、議員、それから元議長にこの情報を提供してこなかった理由をもう一回言うてくれますか。なぜ提供してこなかったんですか。

○議長（細川博史君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 先ほど答弁いたしましたように、これまではずっと提供してきました。ただ、この個人情報保護条例が施行されてから、従来の慣例というのをもっと適正に行うよう、そういうふうな運用を改めてしてきたわけでありまして。

○議長（細川博史君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 保護条例ができて適正に運用せないかんというふうに決まったんですよ。で、なぜ渡さないことが適正な運用になるんですか。その適正を聞きたいんです。なぜ議員に、あるいは議長職にこの名簿を渡してなかったんですか。その理由をちょっとお尋ねしたい。

○議長（細川博史君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） これは、なぜ渡さなかったというか、線引きを1回しまして、議員に渡すのはこの省略したものを渡そうということになったわけです。

○議長（細川博史君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） なぜ省略したものを渡そうということになったんですかということを知っているんですよ。どうぞ。

○議長（細川博史君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 個人情報を保護する観点からそうなったと思います。

○議長（細川博史君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） そしたら次行きますよ。

個人情報を保護する観点から今までは渡してなかったんですよね。ところが、4月に元議長のほうから要請があつて渡しました。個人情報を保護する観点から見てどうなんですか、何か変更があつたんですか。先ほど、危機管理上緊急を要する状況やというふうな条件をつけて渡しましたということですが、何か変わったことがあるんですかね、今まで渡してなかったのは。

○議長（細川博史君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 危機管理上必要であるというふうに判断をし、要請を受けて、いろいろ協議して条例上にも照らし合わせて交付することは問題ないというふうに判断しましたから、交付したわけでありませう。

○議長（細川博史君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） ここはちゃんと確認をしておきたいんですが、岡本議員、それから吉村議員からも質問がありました。議長に提供することが危機管理上の対応になるのかどうかですよ。名簿としては400名の市職員の名前が、電話番号、住所が入っているということです。これ議長に渡して議長がそれで400名の職員の名簿をどう使うかということなんですよ。使うことが想定できないでしょう。議長は市職員400名の皆さんの職務上の上司じゃないんですから、災害があつたときに指示したりするのは上司でしょう。議長は全く違う外部機関の長なわけですから、この人に400名の名簿を預けて防災上の対応をしてもらおうということはおかしいことじゃないですか。

副市長、昨日でしたか答弁の中でこういうお話をされました。会派や議会は防災について研修していると、議会として危機管理上必要と考えて判断をした。渡したということですね。判断して渡した。400名分の名簿をどう使うかということでは、個々のケースを想定していたわけではなく総合的に判断して渡したということです。具体的にその名簿を議長がどう使うことを想定したか、総合的に判断したじゃ分らないんですよ。どういうときにこの400名の名簿を議長が使うものと想定して渡したんですか。

○議長（細川博史君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君）　そこが一番今回の議論のあれになっているところではありますが、例えば、副市長は総合的という言葉を使ったわけですが、東日本大震災の折のあの状況とか、今回南トラの予想される中で、もし、市長、副市長に連絡が取れないときとか、議会の長である議長が例えばそういうところに遭遇した場合に、人命に関わるようないち早く通報とか対処できないかんときに、そういう想定外のところもいろいろ考えながら、今回要請されたときには危機管理上ということで交付したところですよ。

○議長（細川博史君）　10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君）　まあちょっと納得できませんけれども、去年まではそういう問題なかったんですか。おととしまではなかったんですか。今年はそういう問題が初めて発生したということですか。今まで渡してなかったんですか。なぜ今年になってということですか。何か状況の変化があったんですかね。まあ、いいです。

岡本議員の質問でもありましたけれども、県下33市町村、清水以外、岡本議員が問合せしています。防災を理由に議長に名簿を提供しているところがあるかと聞いたら一つもなかったということです。どこの自治体も、議長に職員の名簿を渡して防災のときの対応を期待をしているわけじゃないんですよ。してないんですよ。なぜ清水が渡すかと。今の説明では私は納得できません。多分市民の皆さんも納得しないと思いますよ。議長が400名の市職員の名簿をもらって危機管理上どういう対応をします。上司でもない、全く別の機関の職員なのに。私はちょっとそれはおかしいと思います。

これまで提供してこなかったにもかかわらず、私が気になりますのは、この市議会議員の選挙の年に市長が市職員の個人情報、元議長に提供しているということがやっぱり私引っかかるんですよ。関連ないのかもしれませんが、たまたまかもしれません、そこが非常に気になる。そこの説明をいただきたいのでちょっとお話を伺ったんですけれども、まあいいです。

これに関わって一つ。この前の答弁で、先ほど市長は答弁してくれましたけれども、元議長への個人情報の提供については、これ副市長の答弁にもあったんですけど、個人情報保護条例10条ですか、外部提供の制限という項があるんですけども、これを理由に、実施機関内での個人情報の提供なので外部提供に当たらないと、だから問題ないんだということなんですけれども、10条は外部提供というのは外へ出すことですよ。これ問題が内部の問題なんですよ。実施機関の市長部局から議会へ、それぞれの実施機関へ情報を提供したと。これは内部提供なんだけれども、それが許されるかという問題ですよ。

そのときに9条に規定があります。目的外利用の制限というのであるんです。こういう内容です。実施機関内での個人情報のやり取りに対して制限をかけているんですけども、その内

容というのは、目的の範囲を超える利用を禁止しています。市長部局の総務課の事務分掌表というのは職員録なんですよね。だからこれは部内ではそれは自由にやり取りしてもええと思いますよ、必要なものですから。けれども、議長という議会という別の実施機関へこれ渡すときには、その目的は、それぞれいろんな条件をやっぱりきちんと話をして手続をちゃんと取って渡さないかんとおもいます。これ果たしてできちょうかどうかですね。

大変申し訳ないけど、総務課にちょっとお話を聞いたときに、総務課はこの提供については一切知らないと言いました。後で迷惑がかかったらいけませんけれども、一応話聞いたらそういうふうにお聞きしました。これ総務課が出している文書ですよ。今までの話で言うと、副市長が要請を受けて、副市長が市長と相談をして元議長に渡したということですよ。総務課はどこにいったんですか。これは総務課が出している文書なので総務課が知らないということもおかしいでしょ。しかも、これを議会に渡しているというのもおかしいですよ。このあたりの説明できます、市長。

○議長（細川博史君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 総務課が知らないということに関しては、私は聞いていないので分かりませんが、ただ、それぞれの解釈はあるとは思いますが、弁護士にも問合せをして確認したんですが、市長部局と議会との先ほども答弁しましたが、個人情報保護条例第2条第4項に規定する実施機関同士であり、法的には問題はないというふうに聞いております。ただ、総務課の誰がどうかということは、私は関知するところではないです。

○議長（細川博史君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 実施機関同士でも目的外利用は駄目なんですよというのがこの9条にあるんですよね。だから、内部でやることだから構わないという単純にそんな問題じゃないんですよ。そこはやっぱりしっかりと、個人情報についての私認識がちょっと足りないんじゃないかというふうに思います。

それから、総務課との関係で、市長知らないと言いましたけれども、ちょっと総務課には気の毒ですけども、副市長と市長との間で、元議長との間でこれが処理されたとしたらあり得ることでしょう。後で報告をしたかもしれませんけれども、総務課のほうに。ね、市長。まあいいです。何かそういう手続もちゃんと踏めてるのかなということも気になって仕方がないです。実施機関の内部の問題だからもうやっていいんだというふうなことを考えて、もう本当に私安易だと思う、その点。だから、この安易さがやっぱり元議長への提供につながった、個人情報を軽視しているから。

この職員録、事務分掌表というのは使用の頻度高いでしょう。よく使われると思いますよ。私もよく、名前入りだけですけれども使わせてもらっています。所属部署とか、どういう方がおってどういう仕事をしよるといふの分かりますので使わせてもらいます。これまで、市の職員でそういった不正利用といふのはなかったということです。これはもうちゃんと管理が行き届いていると思いますよ、市の職員の中では。けれども、今回は事務分掌表を外部へ出しているんですから。それで問題が起こっているんですよ。ここが問題なんです。しかも、その事務分掌は登録していない、個人情報として登録していないんですから。これは軽視しているんだというふうに私は思いますよ。軽んじてますよ、事務分掌表の個人情報を。私はそういうふうに感じています。

明確な本当に根拠を欠いた不適切な個人情報の提供、それが選挙活動に不正に利用されたわけですけれども、今お話ししましたように、大本には事務分掌表を個人情報として登録せず、不適切な管理のもとで運用してきたという市長の責任があると思います。市長、その点についての市長の認識をお伺いしたいと思います。

○議長（細川博史君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 先ほど来説明をしておりますが、平成22年度以前には議員の皆様にも住所及び電話番号入りの事務分掌を渡しておりましたが、当時は適正に管理をされていたと思っておりますし、実際に個人情報が不正に利用される事案も発生しておりませんでした。

今回、議長職にあった議員に、危機管理上緊急を要する場合等に限り利用を許可する条件で交付したものでありまして、先ほど来何回も言っておりますが、議会も個人情報保護条例第2条第4項に規定する実施機関に含まれており、ずさんな管理であるとは認識しておりません。

ただ、実施機関の責務は条例第3条に規定されており、個人情報の収集、保管及び利用するときは、個人情報の保護に必要な措置を講ずるとともに、各種の施策を通じて個人情報の保護に努めなければならないというふうに規定をされております。このため、永野議員においては、当時5期目のベテラン議員でありまして、このことは十分に承知しているものと思っておりますので、このようなことに使われるとは思っておりませんでした。

そのため、市が作成し交付した事務分掌表が不正に利用されたことで、関係する方々や市民の皆さんに多大な御迷惑と御心配をかけたことにつきましては、心からおわびを申し上げるところであります。

○議長（細川博史君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） もう簡潔にお尋ねします。この個人情報を提供した市には責任はな

いということですね。そういう理解でいいんですか。もう全部受け取った元議長のほうに責任があるということですかね。ずさんな管理もしていないというような話をされましたけれども、そういう理解でよろしいですか。

○議長（細川博史君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 個人情報管理条例に基づいて運用をしてきましたので、市としては管理はずさんであるというふうな認識は持っておりません。

○議長（細川博史君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 分かりました。持っていないということですね。登録していないこともしたら問題なしと、それから、議会へ渡したことも問題なしと、ずさんな管理もしていないということですね。不正利用については市は責任はないと、ですね。

最初、けんどちょっと市が無関係ではないと言ったのはしたら何ですか。市の側もこの問題については無関係でないと言ったのは市長言いましたけど、それは何ですか。

○議長（細川博史君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 無関係でないというのは、実際交付したことによってこういう事例が発生しましたので、無関係ではないという意味で申しました。

○議長（細川博史君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 交付をしてこう事例が発生したので無関係ではない。その責任は全て永野元議長にあるよということなんですね。そういう理解でよろしいですね。

○議長（細川博史君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 先ほども言うておりますように、市としてはこの個人情報保護条例に基づいて交付したものであります。

○議長（細川博史君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） じゃあ、次に行きます。

そしたら、次は永野元議長の個人情報の管理についてお尋ねします。

議場に御本人がいますけれども質問できませんので、市長を通してお尋ねします。市長はこの間、元議長ときっと連絡を取り合ってきたでしょうからね、お尋ねしたいと思います。

今言いましたけれども、まず市長は、今回の個人情報の不正利用については、永野元議長の責任だと先ほど言われましたけれども、そういう認識でよろしいですか。もう一回確認。

○議長（細川博史君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 今回の事案については、結果的に永野議員に相談することなく、その後援会の個人の支援者が関与し、ショートメッセージサービスを送信したことと説明を受けております。これまでの報道もそのようになっていたと思います。

市としては、当時市議会議長職である者に対し、危機管理上緊急を要する場合等に限り利用を可能とする条件で交付したものであり、先ほども述べましたが、個人情報保護条例第3条に規定された、個人情報の保護に必要な措置を講ずるとともに、各種の施策を通じて個人情報の保護に努めなければならないとする義務を、永野議員は当然負っていたわけであります。

しかしながら、そうした義務は果たされることなく、御本人も認めているように、結果として選挙活動に不正利用されたことは、管理責任ありと言われても致し方ないことだというふうに思っております。

○議長（細川博史君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 分かりました。

では、ちょっと続けてお尋ねします。市長から提供された個人情報、事務分掌表を元議長は、御存じだと思いますけども、これ報道でもありましたが、選挙事務所に保管をしていたということ。御本人は、ここは個人事務所でオフィスとして使用していたところだということでしたけれども、選挙事務所として選挙中は使われていたものです。ここに保管していたということですけども、この点について市長はどのようにお考えですか。

○議長（細川博史君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 本来であれば、多数の者が出入りする選挙事務所ではなく、本来の利用の目的を考慮しても、自宅や議長室に保管すべきではなかったかと思っております。

○議長（細川博史君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 市長も渡した時点でこんなことは想定してなかったということですけどね、当然やと思います。

全員協議会で元議長が説明をされました。その説明では、この提供された個人情報、事務分掌表は先ほど市長が言われました、選挙事務所にファイルに挟んで保管し、誰でも見れる状態

にしていたということでもあります。そして、これを見た後援会員でない支持者が、相談もなく事務員に指示してショートメールを送信させたということでありました。この説明を市民の皆さんがどう受け止めるかは分かりませんが、そもそも個人情報を選挙事務所に保管するなど通常はあり得ませんよね。そして、市長も言われました、議長も認めてますけども、管理が不十分だったということはそのとおりだと思います。

また、事務分掌表をもとに、あ行からな行までの152人に送信したところで中断して、何か抗議かクレームがあったんでしょうか、残り250名ですか、全体400人ですかね、職員は。何か400名みたいな話がありましたので、残り250名には結局送信されなかったようですけども、もしこれが送信が予定されていたとすれば、これらの職員の個人情報も結局あいうえお順に並べて外部に流出、これ漏えいしていることになると思うんですよ。そうなる、個人情報保護条例第10条、適正管理にも違反しますし、36条、37条の罰則規定、これに抵触する可能性も出てくると思います。漏えいであれば、その一番の責任というのは永野元議長にありますけれども、そのきっかけとなった事務分掌を提供した、先ほど無関係でないというふうに言われたところですよ、市長の責任も私問われなければならないというふうに思います。

岡本議員の指摘にもあったように、市はショートメールが来た152人にはおわびの文書を送付していますが、個人情報を漏えいされたと考えられる約250名に対してはまだ何の対応もしていませんよね。していませんよね、市長。この個人情報の漏えいというのが想定される以上は事実確認をしっかりとした上で、該当者に何らかの説明をする必要があるのではないかとこのように私は思うのですけれども、ちょっと通告していないんですけれども、市長どうです、この点について。

○議長（細川博史君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） そのことにつきましては、ちょっと検討させていただきたいと思っております。

○議長（細川博史君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 検討してみてください。事実確認もしていただきたいと思います。

事務分掌表の問題ですけど、先ほど言いましたメールがあいうえお順ということで、これも事務分掌表は課別に並べられていますからあいうえお順じゃないんですよ。だから、どこかで誰かが加工したものを使っているんです。だから、これも返却してもらったということですけども、どこまで返却を、提供したものを返してもらっているのか、そのあたりの確認も私

必要だと思いますけれども。これ以上この点はお話ししませんけれども、このあたりもやっぱ課題として残っているということもぜひ考えておいてください。

今後の対応についてですけれども、その前に、今回の不正利用によって市は実際どのような不利益や被害を受けたと市長はお考えか、それをちょっと具体的にお話をしていただきたい。

○議長（細川博史君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 市が受けた被害ということでございますが、市には匿名のメール1通、それと、永野議員を批判する電話が2件、計3件が届いておりますが、被害ということになりますと、今回の議員の一般質問でも取り上げられましたが、マイナンバーカードやほかの個人情報情報の漏えいに対して市民の方が不安及び不信感を抱くなど、やはり市の情報管理に対して厳しい目が向けられ、信用の失墜といった事態を招いていることだと思っております。

○議長（細川博史君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 申し訳ないですが、それだけですか。信用失墜だけですか。電話、私来ると思いますよ。これは迷惑とか不利益というあれでもないと思うんですけども。情報が不正利用されたことで市は不利益を、信用失墜されただけです。ほかにありませんか。個人情報情報が漏れた、不正利用されたんですから、市民の人権に関わる問題でしょう。そういう捉え方すべきじゃないでしょうかね。市職員の情報、市民の情報が出てくるということですから、それは不利益、損失じゃないんですか、被害ではないんですか、市長。

○議長（細川博史君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） このことにつきましては、様々な角度で検証をこれからしていかなければならないと思っております。

○議長（細川博史君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 私はもっとたくさんいろんなこういう問題があったよということで出てくると思ったんですけども、ああそうですか、分かりました。市の情報管理への信頼を失墜したということですね。これが大きな不利益だということのようです。

永野元議長は、全員協議会の先ほど言いました説明の中で、事務分掌表を選挙事務所に保管していたことは私に道義的な責任があると謝罪をいたしました。しかし私は、公選法のことはちょっと分かりませんが、市の個人情報保護条例の規定からいけば、この問題は道徳的責任では済まないというふうに私は思っています。

個人情報保護条例の個人情報の保護に関わる条文は、これ市長ちょっと聞いてもらいたんですけれども、第3条、実施機関の責務として、実施機関は各種の施策を通じて個人情報の保護に努めなければならない。これちょっと今回は永野元議長、個人情報の保護に努めたとは言い難いですよね。言い難いですよね。それから第6条、取扱いの一般原則というのがあります。実施機関は、個人情報を取り扱うときは、適法かつ公正な手段によって行わなければならない。これも適法、公正な取扱いになっているかどうかですね。9条、目的外利用の制限、これは市も関わってましたけれども、実施機関は、個人情報について、業務の目的の範囲を超える利用をしてはならない。これ選挙活動に利用していますからこれも駄目ですよね。それから10条、外部提供の制限、実施機関は、個人情報について実施機関以外の者への提供をしてはならない。これ外へ出てますから、これも駄目。12条、適正管理、実施機関は、個人情報の適正な管理及び安全保護を図るため、措置を講じなければならない。その2項には、個人情報の漏えいを防止すること、というのがあるんですよね。これも可能性がある。適正に管理せず漏えいの可能性があるということです。

いずれの条文においても、私、永野元議長は本市の個人情報保護条例に違反していることは明らかだと思います。解釈のいろんなあれはあるのかもしれませんが、だから、この道義的責任以前に、条例違反の法的責任、それから政治家としての政治的責任が問われていると思います。市長、どう思われますか。通告してないけれども、これ個人情報保護条例違反だと思いますよ。

○議長（細川博史君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） それぞれの解釈はあると思います。この間、顧問弁護士にもこの個人情報条例も送り、今回の事案について協議をしてまいりました。そこで、この罰則に当たるのかどうかも含めて、今、弁護士にも相談をしておるところです。

○議長（細川博史君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 私、確かに弁護士に相談したほうが確かやと思いますけれども、市長の見解を聞いたかったんです、個人的な見解を。分かりました。

私は、今後の市の対応ですけれども、市長、提案理由の説明の中で、事務分掌表の在り方の見直し、それから再発防止策の徹底などを上げました。また、一般質問の中では、宣誓書の提出を求めるとか、あるいは個人情報保護運営審議会での審議などを取り組むというようなことも上げられました。それらは進めていただくとしても、けれどもそれだけでは市民の市政への信頼回復につながるというふうには私はちょっと思えません。やはり責任の所在を明らかにし

て、厳正に対応するということが必要だと思います。条件つきで提供した個人情報の事務分掌表を元議長が不正に利用したことで、市は、先ほどお尋ねしますと市の信用を、個人情報に関わる信用を失墜させたというふうにおっしゃいましたけれども、そういう不利益や被害を被ったというわけですので、そうであるならば市長は個人情報保護条例に基づいて警察署に被害届を提出し、永野元議長を告訴、告発する手続きをとるべきだというふうに思うんですけれども、これは今までの質問の中にも出てきましたから同じ答弁だと思いますけれども、一応お伺いしておきたいと思います。

○議長（細川博史君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） これまでも答弁をしてまいりましたが、今も顧問弁護士へ相談を継続しております。また、警察のほうにも相談をしております。この条例に照らし合わせて罰則規定が適用するものかどうか、これは今後の推移、また、マスコミでも報道されてますので、この件につきましては、慎重な取扱いをしていきたいと思っておりますし、この推移を見極めていきたいとそういうふうに思っております。

○議長（細川博史君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 顧問弁護士、それから警察署にも相談していると。慎重に取り扱いをしていきたい、推移を見守りたいということですが、それ私3回これまで聞きましたが、その後のことちょっと聞かせてください。慎重な取扱いをし、推移を見守った上でどのような法的な選択肢が想定されるのか。顧問弁護士なんかとも相談されて、こういうことがあるよと、こういう可能性があるよというふうにお話聞いていると思いますが、そのあたりちょっと説明をしていただきたい。

○議長（細川博史君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 内容については、まだ明らかにする段階ではありませんが、この案件が、個人情報保護条例の罰則規定にあたるのかどうか、そういったことも含めて、いろいろと今の状況というのを見極めていきたいと思っております。

○議長（細川博史君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 私この質問をしまして、この問題についてどこに責任があるのかということをお尋ねしたかったんです。市長は、市には管理責任ないよと、不正利用についてはもう市の責任はないよということでした、私はそうでもないと思っているんですけれども。と

なれば、もう全部永野前議長の責任ということになりますね。そこが問われてくるということになります。市は一定被害を受けたわけですから、そういう点で言えば、それに基づいて市民の声としてやっぱりこれに対応していくということが求められていると思います。市民の皆さんは今回の問題に対して、市はどうしようぞと、議会ははどうしようぞというようなそういう声 genuinely 今沸き起こっていますよ。市内だけじゃないんです。市外からもそういった問合せも入ってきます。ぜひ市長には再発、こういった問題が起こらないように、今回の問題についての事実確認、検証をしっかりと、そして責任の所在を本当に明確にして、もう明確になっしょうみたいですが、私は足りないと思いますが、厳正な対処が必要だというふうに思います。

○議長（細川博史君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） それぞれの、先ほどから考え方とか解釈はあるかも分かりませんが、これやっぱり司法の解釈をしっかりと、正しい解釈をしていただかねばなりませんので、ここで責任の所在とか、この今回の事案で告発するべき案件なのかどうかということもしっかりと見極めていきたいと思っております。

○議長（細川博史君） 10番、前田 晃君。

（10番 前田 晃君発言席）

○10番（前田 晃君） 分かりました。慎重にやっぱり対応すべきだと私も思います。けれども、責任の所在はもう永野前議長にあるというふうに言われましたので、その方向できつと対応するんだろうというふうに思います。いいですね、そういう認識ですよ。分かりました。

この問題については、あわせて市だけじゃなくて、私たち市議会は、今度新しく議長になりました細川議長を先頭に法令遵守の議会活動及び議員活動を進めるということが大事だと思います。それとともに、市民の信頼を回復する議会づくり、議会改革に私たちがしっかりと取り組むことも求められているというふうに思います。とりわけ、この問題を人ごとにしないうめにも、あえて言わせていただきますけれども、永野元議長を支えてきた与党会派の皆さんのこの議会改革への積極的な取組を私は期待したいと思います。いずれにしましても、議会としてこの問題をうやむやのままに済ますことは許されないというふうに私は思っておりますので、そのことを最後に申し上げまして、この質問を終わりたいと思いますが、後5分だけになりました。健康推進課長、それから市民課長申し訳ないです。ちょっともう時間いっぱいになりましたので、今まで、これぐらいやっても多分終わらないと思いますので、申し訳ありません。12月にまた。コロナの関係はもうどうなっしょうか分かりませんが、また質問させていただきたいと思っております。

どうも、全ての質問を終わります。

○議長（細川博史君） 以上で、通告による一般質問は全て終了いたしました。

一般質問を終わります。

ただいま、市長から議案第66号「令和4年度土佐清水市一般会計補正予算（第6号）について」、議案第67号「令和4年度土佐清水市特別養護老人ホームしおさい特別会計補正予算（第2号）について」及び議案第68号「工事請負契約の締結について」の議案3件が提出されました。

お諮りいたします。

この際、議案第66号から議案第68号を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細川博史君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第66号から議案第68号を議題とすることに決しました。

議案第66号から議案第68号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

（市長 泥谷光信君登壇）

○市長（泥谷光信君） ただいま御提案いたしました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

議案第66号「令和4年度土佐清水市一般会計補正予算（第6号）について」は、電気・ガス・食料品等の価格高騰による住民の負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対し、1世帯当たり5万円を支給するもので、事務費を含め1億6,163万3,000円を計上しております。

また、世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の上昇に加え、ロシアによるウクライナ侵攻等の影響により、化学肥料原料の国際価格が大幅に上昇し、肥料価格が高騰していることから、国及び県の補助金に連動して補助を行い、化学肥料低減を行う農業者を支援する取組に604万4,000円、コロナ禍における電気・ガス・食料品等の物価高騰対策及び本市経済の下支え対策として、市民1人当たり1万円を地域電子通貨Meji-Caで配布する土佐清水市経済活性化対策事業に1億2,500万円をそれぞれ計上しております。

このほか、このたびの台風14号により、学校施設及び漁港等に被害を受けたため、修繕等に必要な経費として、特別養護老人ホームしおさい特別会計への繰出金も含め、427万8,000円を計上いたしました。

議案第67号「令和4年度土佐清水市特別養護老人ホームしおさい特別会計補正予算（第2号）」は、台風14号の強風により屋上防水シートが剥がれたため、その修繕費用として275万円を計上いたしました。

議案第68号は、土佐清水総合公園体育館屋根改修工事について、予定価格1億5,000万円以上の工事であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案提出に当たっての説明を終わります。

なお、詳細につきましては、所管課長から説明をいたしますので、何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（細川博史君） 以上で、議案に対する提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいまから、予算案等に対する内容説明を求めたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細川博史君） 御異議なしと認めます。

よって、予算案等に対する内容説明を求めることに決しました。

議案第66号「令和4年度土佐清水市一般会計補正予算（第6号）について」、説明を求めます。

企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君登壇）

○企画財政課長（横山英幸君） 議案第66号「令和4年度土佐清水市一般会計補正予算（第6号）について」、御説明をいたします。

歳出から御説明いたします。

補正予算書の13ページをお願いいたします。

3款1項1目社会福祉総務費には、食料品等の物価高騰による経済的負担が増加する中、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり5万円を支給する価格高騰緊急支援給付金給付事業に要する費用を計上しております。

10節需用費には、給付事務に必要な事務用品代として35万円、11節役務費には、案内通知の送料等として128万3,000円、18節負担金、補助及び交付金には、本給付金の対象となる世帯数を3,200世帯と見込み、給付金として1億6,000万円を計上しております。財源につきましては、全額、国庫支出金が充当されます。詳細につきましては、予算審議における事業説明書1ページを御参照願います。

3目老人福祉費、27節繰出金137万5,000円につきましては、台風14号による強風等の影響により被災し、施設の修繕費用を補正計上する必要が生じた特別養護老人ホームしおさいに対し、一般会計からの繰出金を計上するものであります。

5款1項2目農業総務費、18節負担金、補助及び交付金604万4,000円は、肥料価格が高騰していることから、農業者に対し、肥料コストの上昇額の10%を補助する予算を計上するものであります。なお、本制度につきましては、国・県の補助制度と連動しており、国が70%、高知県が10%の補助を別途行うこととなっていることから、農業者には90%の補助金が支給されることとなります。詳細につきましては、予算審議における事業説明書2ページを御参照願います。

5款3項3目漁港建設費、10節需用費140万円は、台風14号による高波及び強風等の影響により被害を受けた市管理漁港の修繕費用を計上するものであります。

14ページをお願いいたします。

6款1項1目商工振興費、7節報償費1億2,500万円は、コロナの影響等により、引き続き原油価格・物価高騰の影響を受けている市民全員に1万円分のめじかポイントを付与する費用を計上するものであります。財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を見込んでおります。

9款2項1目学校管理費、10節需用費68万2,000円は、台風14号による強風等の影響により被害を受けた小学校、休校中を含め5校の修繕費用を計上するものであります。

9款3項中学校費につきましても、台風14号による施設等の災害復旧費用を計上するもので、1目学校管理費、14節工事請負費は、清水中学校防球ネットの修繕費用として70万2,000円、2目教育振興費、17節備品購入費は、破損した陸上競技用備品の更新費用を計上するものであります。

次に歳入について御説明をいたします。

12ページをお願いいたします。

14款2項国庫補助金につきましては、歳出予算の財源として計上するものであります。

19款1項繰越金6,724万5,000円は、今回の補正予算に要する一般財源の不足分として計上するものであります。

1ページをお願いいたします。

以上によりまして、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億9,695万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は104億735万2,000円となります。

以上で、議案第66号「令和4年度土佐清水市一般会計補正予算（第6号）」の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（細川博史君） 次に、議案第67号「令和4年度土佐清水市特別養護老人ホームしおさい特別会計補正予算（第2号）について」、説明を求めます。

特別養護老人ホームしおさい園長。

（特別養護老人ホームしおさい園長 畑山正王君登壇）

○特別養護老人ホームしおさい園長（畑山正王君） 議案第67号「令和4年度土佐清水市特別養護老人ホームしおさい特別会計補正予算（第2号）について」、御説明いたします。

まず、歳出から御説明いたします。

補正予算書の7ページをお願いいたします。

1款1項1目施設介護サービス管理費では、令和4年9月18日から19日にかけて、本市を襲った台風14号によるしおさい屋上の防水シート破損被害を修繕する14節工事請負費として、275万円を計上しております。

次に、歳入を御説明いたします。

6ページをお願いいたします。

6款1項2目一般会計繰入金137万5,000円及び8款1項1目雑入137万5,000円は、歳出で説明いたしました工事請負費の財源として計上するものでございます。

1ページをお願いいたします。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ275万円を追加し、歳入歳出予算の総額は4億1,608万3,000円となります。

以上で、令和4年度土佐清水市特別養護老人ホームしおさい特別会計補正予算（第2号）についての説明を終わります。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（細川博史君） 次に、議案第68号「工事請負契約の締結について」、説明を求めます。

総務課長。

（総務課長 窪内研介君登壇）

○総務課長（窪内研介君） 追加議案つづりにより御説明いたします。議案つづりをお願いいたします。

議案第68号「工事請負契約の締結について」、追加議案つづり3ページです。

本案は、土佐清水総合公園体育館屋根修繕工事について、9月21日、指名競争入札を実施し、株式会社池工務店が落札し、9月28日、請負金額1億7,600万円で仮契約を締結いたしました。予定価格1億5,000万円以上の工事のため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条及び地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（細川博史君） 以上で、予算案等に対する内容説明を終わります。

ただいまから質疑に入ります。

ただいまのところ、通告による質疑はございません。

この際、各位にお願いいたします。

議案第66号から議案第68号は、所管の委員会に付託し、審議を願うこととなっております。この点、十分お含みおきの上、委員会審議をお願いいたします。

質疑なしと認めます。質疑を終わります。

市長提出、議案第47号から議案第59号及び議案第64号並びに議案第66号から議案第68号までの議案17件につきましては、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

なお、各委員会の日程は、予算決算常任委員会は6日、11日及び12日午前9時から、総務文教常任委員会は7日午前9時から、産業厚生常任委員会は同日午後1時30分から、それぞれ開催いたします。

各委員会は、10月17日までに各案件の審査を終わりますよう特に御配慮をお願いいたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は10月17日午前10時に再開いたします。

本日の会議は、これをもって散会いたします。お疲れさまでございました。

午後 2時10分 散 会